

嶺南地域広域行政推進委員会規則

平成 27 年 4 月 1 日
規則 第 1 号

(目的および設置)

第 1 条 超高齢社会、人口減少社会の中、住民の利便性向上と嶺南地域の持続的発展を図るため、広域的かつ効率的な行政運営を推進することを目的として、嶺南広域行政組合(以下「組合」という。)に、嶺南地域広域行政推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(事業)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 嶺南地域における行政事務の広域処理に関する計画策定に関すること
- (2) 広域行政の推進に必要な調査研究及び資料の収集に関すること
- (3) 広域行政を推進するための組織に関すること
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(組織)

第 3 条 委員会は、組合の構成市町の市町長で組織する。

(会長および副会長)

第 4 条 委員会に会長 1 人および副会長 5 人を置く。

- 2 会長は組合の構成市町の長が互選する。
- 3 副会長は、会長以外の市町長をもって充てる。
- 4 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、副会長の互選により選出された者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該委員の属する市町の職員を代理人として出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第 6 条 広域行政の推進に関し、嶺南 6 市町及び関係機関の円滑な連絡調整を図るため、委員会

に幹事会を置く。

2 幹事会は、嶺南6市町の総務・財政等の担当課長、福井県嶺南振興局若狭県民サービス室長、組合事務局長及び連携室長をもって構成する。

3 幹事会は会長が招集する。

4 幹事会の会議の議長は、連携室長が務める。

(広域連携推進室)

第7条 第2条の事業を行うため、委員会に総括作業チームとして広域連携推進室（以下「連携室」という。）を置く。

2 連携室は、構成市町及び組合の職員をもって構成し、執務場所は福井県嶺南振興局内に置く。

3 連携室に、チームリーダーとして室長（以下「連携室長」という。）を置き、会長の属する市町の職員をもって充てる。

4 連携室の組織体制その他運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

(専門部会)

第8条 第2条の事業を行うため、連携室に専門部会を置くことができる。

2 一般廃棄物処理の広域化を推進するため、連携室に専門作業チームとして廃棄物処理広域化準備室（以下「廃棄物準備室」という。）を置く。

3 廃棄物準備室は、関係市町の職員をもって構成し、執務場所は小浜市役所内に置く。

(会計)

第9条 委員会の運営に要する経費は、嶺南広域行政組合の負担金、各市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 委員会の会計は、会長の属する市町の例により委員会において処理する。

(庶務)

第10条 委員会の事務局は、組合事務局に置く。但し、廃棄物準備室の事務局は、小浜市環境衛生課に置く。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。